

## 附 則

### (実施期日)

第1条 この約款は、平成19年10月1日から実施します。

### (内国郵便約款の廃止)

第2条 日本郵政公社が定めた内国郵便約款は、廃止します。

### (差し出された郵便物に関する経過措置)

第3条 この約款の実施前に郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号)第14条の規定による改正前の法(以下「旧法」といいます。 )及び郵便法施行規則の一部を改正する省令(平成19年総務省令第33号)による改正前の郵便法施行規則その他旧法に基づく総務省令(以下「旧法令」と総称します。 )並びに前条(内国郵便約款の廃止)の規定による廃止前の内国郵便約款(以下「旧約款」といいます。 )の規定に従って差し出された郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された郵便物として取り扱います。

- 2 この約款の実施前に差し出された旧法第30条に規定する小包郵便物については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例によります。
- 3 この約款の実施前に差し出された郵便物について、旧約款第162条(損害賠償の範囲)第2項の表中6の(2)に規定する事由により損害が生じた場合の損害賠償については、第1項の規定にかかわらず、なお従前の例によります。

### (日本郵政公社がした行為等に関する経過措置)

第4条 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき日本郵政公社がした承認、指定その他の行為は、この約款の相当の規定により当社がした承認、指定その他の行為とみなします。

- 2 この約款の実施の際現に旧法令又は旧約款の規定に基づき日本郵政公社に対してされている請求、届出その他の行為は、この約款の相当の規定により当社に対してされた請求、届出その他の行為とみなします。
- 3 この約款の実施前に旧法令又は旧約款の規定に基づき日本郵政公社に対し届出、報告、資料の提出その他の手続をすることとされている事項でこの約款の実施前にその手続がされていないものについては、この約款の相当の規定により当社に対して届出、報告、資料の提出その他の手続をすることとされた事項についてその手続がされていないものとみなします。

### (小包葉書等に関する経過措置)

第5条 旧約款の附則(平成15年4月1日実施。以下この条において同じとします。 )第4条(小包葉書等に関する経過措置)第1項の規定により同項の小包葉書として取り扱うこととされていたものについては、第20条(第二種郵便物)の規定にかかわらず、当分の間、これを当社が提供する郵便以外の送達役務に係る荷物の外部に添付して同時に送達する第二種郵便物として取り扱います。この場合における料金については、料金表の規定による通常葉書の料金を適用します。

- 2 旧約款の附則第4条(小包葉書等に関する経過措置)第2項の小包葉書については、当分の間、第47条(切手類の交換)の規定により他の切手類と交換することができます。この場合における交換手数料については、料金表の規定による通常葉書の手数料を適用します。
- 3 旧約款の附則第4条(小包葉書等に関する経過措置)第3項の規定により第二種郵便物として取り扱うこととされていた郵便葉書については、第25条(郵便葉書に浮出添付等のできる範囲)第1項の規定にかかわらず、当分の間、これを第二種郵便物として取り扱います。

### (定形小包包装物の交換に関する経過措置)

第6条 旧約款第3条(用語の定義)の表中7に規定する定形小包包装物については、当分の間、第47条(切手類の交換)の取扱いをします。この場合において、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、同表の第3欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとします。

第1欄	第2欄	第3欄
-----	-----	-----

第47条の見出し	切手類	切手類等					
第47条第1項	又は料額印面の汚染し、若しくは き損されていない郵便葉書若し くは郵便書簡	、料額印面の汚染し、若しくは き損されていない郵便葉書若し くは郵便書簡又は配達証がはがれ ていない定形小包包装物					
	若しくは郵便書簡の	、郵便書簡若しくは定形小包包装 物の					
第47条第2項	以下「請求者」といいます	定形小包包装物の交換を請求す る者を除きます					
第47条第3項	切手類の	切手類又は定形小包包装物の					
	請求者の提出する切手類	交換を請求する者の提出する切 手類及び定形小包包装物					
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">2 1に掲 げるもの 以外のもの</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">その事業 所において 現に販売し ている通常 切手類のう ち請求者が 希望するもの</td> </tr> </table>	2 1に掲 げるもの 以外のもの	その事業 所において 現に販売し ている通常 切手類のう ち請求者が 希望するもの	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">2 1に掲 げるもの 以外のもの (定形小包 包装物を除 きます。)</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">その事業 所において 現に販売し ている通常 切手類のう ち請求者が 希望するもの</td> </tr> <tr> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">3 定形小包 包装物</td> <td style="width: 50%; vertical-align: top;">その事業 所において 現に販売し ている通常 切手類(郵便 書簡及び当 社が対価を 得ないで図 画等を記載 した郵便葉 書を除きま す。)</td> </tr> </table>	2 1に掲 げるもの 以外のもの (定形小包 包装物を除 きます。)	その事業 所において 現に販売し ている通常 切手類のう ち請求者が 希望するもの	3 定形小包 包装物
2 1に掲 げるもの 以外のもの	その事業 所において 現に販売し ている通常 切手類のう ち請求者が 希望するもの						
2 1に掲 げるもの 以外のもの (定形小包 包装物を除 きます。)	その事業 所において 現に販売し ている通常 切手類のう ち請求者が 希望するもの						
3 定形小包 包装物	その事業 所において 現に販売し ている通常 切手類(郵便 書簡及び当 社が対価を 得ないで図 画等を記載 した郵便葉 書を除きま す。)						
第47条第4項	前項の 請求者	前項の表中1又は2の 交換を請求する者					
第47条第5項	請求者	交換を請求する者					
	切手類	切手類又は定形小包包装物					

(別納郵便物及び後納郵便物に関する経過措置)

第7条 旧約款の規定による表示をして調製した封筒その他の物を使用して差し出された別納郵便物及び後納郵便物のうち、差出局名が表示されているものについては、当分の間、その表示された郵便局に相当する事業所の名称が表示されているものとみなします。

(計器別納郵便物に関する経過措置)

第8条 旧約款の規定に基づく計器別納取扱承認又は計器別納特例承認に係る料金計器の印影については、当分の間、その表示された郵便局に相当する事業所の名称が表示されているものとみなします。

(受取人払郵便物に関する経過措置)

第9条 旧約款別記6の規定による表示をして差し出された受取人払郵便物については、その差出有効期間内に限り、この約款の別記7の規定による表示がされているものとみなします。

(業務用郵便物に関する経過措置)

第10条 旧約款第202条(業務用郵便物)の規定による表示をして差し出された郵便物(当社が別に定めるものに限ります。)については、第62条(料金受取人払)の規定にかかわらず、当社が指示するところにより、これを受取人払郵便物として取り扱います。

(注) 当社が別に定めるものは、「通信事務郵便」の文字が記載されているもの以外のものとします。

附 則(平成19年10月1日 郵才企第8号)

この改正規定は、平成19年10月17日から実施します。

附 則(平成20年1月24日 郵才企第167号)

この改正規定は、平成20年2月25日から実施します。

附 則(平成20年3月7日 郵才企第236号)

この改正規定は、平成20年4月1日から実施します。

附 則(平成20年4月8日 郵才企第8号)

この改正規定は、平成20年5月7日から実施します。

附 則(平成20年4月28日 郵集配第19号)

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則(平成20年6月4日 郵才企第129号)

この改正規定は、平成20年7月1日から実施します。

附 則(平成20年6月24日 郵才企第158号)

この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

附 則(平成20年6月24日 郵郵事第25号)

この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

附 則（平成20年6月30日 郵集配第74号）

この改正規定は、平成20年8月1日から実施します。

附 則（平成20年7月2日 郵才企第188号）

この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附 則（平成20年7月31日 郵集配第106号）

この改正規定は、平成20年9月1日から実施します。

附 則（平成20年8月27日 郵才企第301号）

この改正規定は、平成20年9月22日から実施します。

附 則（平成20年9月3日 郵郵事第59号）

この改正規定は、平成20年10月1日から実施します。

附 則（平成20年10月3日 郵切葉第500号）

この改正規定は、平成20年10月30日から実施します。

附 則（平成20年11月14日 郵切葉第625号）

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附 則（平成21年1月30日 郵郵事第127号）

（実施期日）

第1条 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

（表示に関する経過措置）

第2条 平成22年3月31日までにこの改正規定の実施前の第136条（配達記録郵便物の表示）の規定による表示をして差し出された郵便物については、この改正規定の実施後の第114条（書留郵便物の表示）の（注1）の表中2の(2)の規定による表示があるものとみなします。

（受取人払郵便物の表示に関する経過措置）

第3条 この改正規定の実施前の別記7の1の規定により「配達記録」と記載されたものであって、この改正規定の実施前の第5章第9節（配達記録郵便）の規定に従って差し出された受取人払郵便物については、その差有効期間内に限り、なお従前のとおりとします。

(簡易書留郵便物の料金割引の適用の申出に関する経過措置)

第4条 平成21年3月中に差し出される料金割引を適用する簡易書留郵便物に係る第6表の第3の2の(2)のアの(注1)及びイの(注1)の適用については、これらの規定中「差出開始の予定期日の属する月の前月末日までに」とあるのは、「差出開始日までに」とします。

附 則(平成21年2月9日 郵郵事第131号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年3月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の実施前の第161条(第三種郵便物の承認請求)の(注)の規定により提出された資料については、この改正規定の実施後の第161条(第三種郵便物の承認請求)の(注)の2の証明資料とみなします。この場合における同条の(注)の3の前段の規定の適用については、「証明資料提出月の末日」とあるのは、「平成24年2月29日」とします。

附 則(平成21年2月25日 郵才企第684号)

この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

附 則(平成21年2月27日 郵郵事第168号)

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年4月1日から実施します。

(経過措置)

第2条 この改正規定の実施前に特定事項伝達型本人限定受取郵便の試験的取扱いに関する約款の規定に従って差し出された本人限定受取郵便物は、この約款の相当の規定に従って差し出された本人限定受取郵便物として取り扱います。

附 則(平成21年4月15日 郵郵事第3号)

この改正規定は、平成21年6月1日から実施します。

附 則(平成21年8月12日 郵才企第239号)

この改正規定は、平成21年9月14日から実施します。

附 則(平成21年8月12日 郵才企第239号)

この改正規定は、平成21年9月21日から実施します。

附 則（平成21年8月12日 郵才企第239号）

この改正規定は、平成21年9月24日から実施します。

附 則（平成21年8月12日 郵才企第239号）

この改正規定は、平成21年9月28日から実施します。

附 則（平成21年9月24日 郵才企第317号）

この改正規定は、平成21年9月28日から実施します。

附 則（平成21年12月3日 郵財務第113号）

この改正規定は、平成22年1月1日から実施します。

附 則（平成21年12月16日 郵郵事第379号）

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

附 則（平成22年1月4日 郵才企第466号）

この改正規定は、平成22年2月1日から実施します。

附 則（平成22年1月5日 郵郵事第405号）

この改正規定は、平成22年2月15日から実施します。

附 則（平成22年2月1日 郵才企第493号）

この改正規定は、平成22年3月1日から実施します。

附 則（平成22年2月8日 郵郵事第505号）

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則（平成22年2月8日 郵才企第510号）

この改正規定は、平成22年4月1日から実施します。

附 則（平成22年3月18日 郵郵事第631号）

この改正規定は、平成22年5月1日から実施します。

附 則（平成22年3月30日 郵才企第621号）

この改正規定は、平成22年5月6日から実施します。

附 則（平成22年4月13日 郵郵事第20号）

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則（平成22年4月15日 郵郵事第27号）

この改正規定は、平成22年6月1日から実施します。

附 則（平成22年6月10日 郵郵事第156号）

この改正規定は、平成22年7月1日から実施します。

附 則（平成22年7月12日 郵集配第96号）

この改正規定は、平成22年8月1日から実施します。

附 則（平成22年6月17日 郵才企第128号）

この改正規定は、平成22年8月9日から実施します。

附 則（平成23年1月12日 郵才企第494号）

この改正規定は、平成23年2月1日から実施します。

附 則（平成23年1月20日 郵郵事第281号）

この改正規定は、平成23年2月15日から実施します。

附 則（平成23年1月24日 郵財務第181号）

この改正規定は、平成23年3月1日から実施します。

附 則（平成23年2月22日 郵才企第541号）

この改正規定は、平成23年3月22日から実施します。

附 則（平成23年3月31日 郵才企第628号）

この改正規定は、平成23年5月1日から実施します。

附 則（平成23年5月20日 郵施設第27号）

この改正規定は、平成23年6月27日から実施します。

附 則（平成23年7月1日 郵郵事第217号）

この改正規定は、平成23年8月1日から実施します。

附 則（平成23年6月23日 郵施設第57号）

この改正規定は、平成23年9月20日から実施します。

附 則（平成23年8月23日 郵施設第100号）

この改正規定は、平成23年10月1日から実施します。